

# 置賜広域行政事務組合告示第30号

本組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の休業日及び開業時間の一部を変更したので、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第4号）第4条に基づいて、次のとおり告示する。

令和5年11月27日

置賜広域行政事務組合  
理事長米沢市長 中 川 勝

## 1 施設の名称

置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）

## 2 施設の開業時間

区分		開業時間	
		変更前	変更後
屋内施設	(略)	(略)	(略)
屋外施設	屋外施設（パークゴルフ場に限る。以下同じ。）	4月から10月まで (略) 11月 (略)	4月から10月まで (略) 11月 (略) <u>12月</u> <u>午前8時30分から</u> <u>午後4時30分まで</u>

## 3 施設の休業日

区分	休業日	
	変更前	変更後
屋内施設	ア～エ (略)	ア～エ (略)
屋外施設	ア (略) イ1月1日から3月31日まで及び 12月1日から12月31日まで ウ～オ (略)	ア (略) イ1月1日から3月31日まで及び 12月1日から12月31日まで <u>(コースが使用できる(降雪の影響がない)場合は、休業日であっても営業できるものとする。)</u> ウ～オ (略)